

## 利府町補助金等交付基準

### (目的)

第1条 この訓令は、町が支出する補助金等について、交付に関する基本方針及び補助対象外経費、書類の審査方法等を定めることにより、公平性、公益性及び透明性の一層の向上を図るとともに、補助金等の適正化と効果的かつ効率的な運用を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この訓令において「補助金等」とは、利府町補助金等交付規則（平成13年利府町規則第3号。以下「規則」という。）第2条に規定するものをいう。

### (補助金等交付の基本方針)

第3条 補助金等の交付は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により、公益上必要性の高い場合に限られるものであり、その判断にあたっては、客観的に妥当性が十分であることを念頭に、厳正に行うものとする。特に次の各号に掲げるものについては、原則として補助金等の交付対象としないこととする。

- (1) 事業の創設当初と事情が変化し、事業の目的及び効果が不透明なもの
- (2) 零細な補助金等で、事業効果が薄いと認められるもの
- (3) 各種団体補助などにおいて、事業主体の自己資金で十分運営可能なもの
- (4) 資金の管理、予算及び決算の整理並びに事業計画等の事業報告ができていないもの

### (使途範囲)

第4条 補助対象となる経費については、規則第3条第2項第2号の規定に基づく書類については様式第1号を、規則第12条第2項第2号の規定による収支決算書においては様式第2号を参考とし、使途範囲を明確にしなければならない。

### (補助対象外経費)

第5条 補助対象とならない経費は、別表に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付金及び次に掲げる事業については、この限りでない。

- (1) 元金及び利子の補給事業に係るもの
- (2) 国、県等の法律、条例等により別に定められているもの
- (3) 町が町以外の団体等と設立する町に関係する事業実施のための協議会

又は実行委員会の事業

(4) 福祉給付的なもの（扶助費的性質なものに限る。）

(5) その他町長が特に必要と認めるもの

(書類の審査及び交付額の減額)

第6条 規則第4条第1項の規定による審査は、様式第3号により行うものとする。

2 規則第13条の規定による審査は、様式第4号により行うものとする。

3 各種団体等の総収入額の構成で、町補助金の割合が90%以上を占める場合で、かつ、当該年度決算額において繰越額が発生するときは、交付決定額から繰越額分を減額し、交付の確定を行うものとする。

(軽微な変更)

第7条 規則第5条第1項第1号の経費の配分の軽微な変更とは、20%以下とする。

(資金計画の確認)

第8条 規則第15条の規定による概算払又は前金払により補助金を交付しようとするときは、資金計画の確認を様式第5号により行うものとする。

(補助金等の公表)

第9条 補助金等については、毎会計年度終了後3か月以内に補助金等の名称、金額及び交付先を公表するものとする。この場合において、個人を対象に交付した補助金等については、個人情報保護に十分留意の上、公表するものとする。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象外経費一覧表

主な項目	主な内容
交際費及び接待費	関係者等に対する接待や供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（お中元、お歳暮等の礼節にまつわる贈答等）
慶弔費	祝い金（結婚祝、出産祝）、見舞金、香典等の慶弔金、祝品、花輪の費用等
飲食費	事業実施における各種飲食代（ただし、事業実施上、会議等における軽微なものを除く）
懇親会費	身内同士による懇親を目的とした行為のために支出するもの
積立金	町からの承認を得ない、使途内容が把握できない将来の事業に備える等の目的での積立金
その他	社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費

様式第1号（第4条関係）

収支予算書

補助金の交付を受ける団体等の名称：

1 収入 （単位：円）

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増減	本年度予算額 積算内訳
町補助金				
合 計				

※本年度予算額積算内訳の欄には、予算額の計上の根拠となる具体的な算式を記入すること。

2 支出 （単位：円）

経費区分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較 増減	町補助金の 充当額	本年度予算額 積算内訳
合 計					

※町補助金の充当額の欄には、町補助金を充てた額を記入すること。

※本年度予算額積算内訳の欄には、予算額の計上の根拠となる具体的な算式を記入すること。

※町補助金の充当が認められない内容については、別表1を参照願います。

様式第2号（第4条関係）

収支決算書

補助金の交付を受ける団体等の名称：

1 収入

（単位：円）

区 分	本年度 決算額	本年度 予算額	比較 増減	本年度決算額 積算内訳
町補助金				
合 計				

※本年度予算額積算内訳の欄には、決算額の計上の根拠となる具体的な算式を記入すること。

2 支出

（単位：円）

経費区分	本年度 決算額	本年度 予算額	比較 増減	町補助金の 充当額	本年度決算額 積算内訳
合 計					

※町補助金の充当額の欄には、町補助金を充てた額を記入すること。

※本年度決算額積算内訳の欄には、決算額の計上の根拠となる具体的な算式を記入すること。

※町補助金の充当が認められない内容については、別表1を参照願います。

様式第3号（第6条関係）

補助金の交付決定における審査表（チェック表）

補助金交付事業名： \_\_\_\_\_

主管課（班）名： \_\_\_\_\_

NO	審査項目	審査結果
1	補助事業等の目的及び内容は、根拠となる交付要綱等の目的に合致している。	<input type="checkbox"/>
2	交付を受けようとする補助金等の額の算出基礎に計算誤り等はない。	<input type="checkbox"/>
3	事業計画書が添付されている。	<input type="checkbox"/>
4	補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類等が添付されている。	<input type="checkbox"/>
5	団体等に対する補助金のうち、当該団体の当該年度予算額及び前年度決算額において、収入の20%を超える繰越額（剰余金）が発生していない。 <b>【交付決定理由】</b> 繰越金（剰余金）が収入の20%を超えていても交付決定する場合は、その理由を下記に記載すること。 ( )	<input type="checkbox"/>
6	町の補助金以外に相当の収益が生じる予定はない。	<input type="checkbox"/>
7	工事の施行にあっては実施設計書が添付されている。	<input type="checkbox"/>
8	補助対象事業費の中に、 ① 交際費が含まれてない。 ② 慶弔費が含まれてない。 ③ 飲食費（会議等における軽微なものは除く）が含まれてない。 ④ 懇親会費が含まれてない。 ⑤ <u>社会通念上、公金で賄うことがふさわしくないもの</u> が含まれてない。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9	補助金を交付にすることにより、広く住民に対する効果が認められる。	<input type="checkbox"/>

※上記の項目中、チェックが1つでも出来ない場合（NO. 7を除く）は、交付決定できません。

上記のとおり交付決定における審査をしました。

年 月 日

審査者： \_\_\_\_\_ 印

様式第4号（第6条関係）

補助金の額の確定における審査表（チェック表）

補助金交付事業名： \_\_\_\_\_

主管課（班）名： \_\_\_\_\_

NO	審査項目	審査結果
1	提出された実績報告書に、事業成績書（詳しい事業内容等）、収支決算書は添付されている。	<input type="checkbox"/>
2	収支決算書で、予算書には無い（認められていない）積立金や予備費等の項目が無い。	<input type="checkbox"/>
3	<p>●収入に町補助金以外の収入が含まれている団体 収支決算書で、収入の20%を超える剰余金等が発生していない。</p> <p>【交付確定理由】剰余金が収入の20%を超えていても交付確定する場合は、その理由を下記に記載すること。 ( )</p> <p>●収入の90%以上が町補助金のみの団体 収支決算書で、剰余金がある・ない。(どちらかに○) ある場合⇒交付決定額から剰余金を差し引いて町へ返還 【計算式】 既交付決定額 - 剰余金 = 交付確定額 ( 円 - 円 = 円)</p>	<input type="checkbox"/>
4	事業は計画及び交付条件に従って実施された。	<input type="checkbox"/>
5	実績報告書中に補助対象外経費※が含まれていない。 ※交際費、慶弔費、飲食費（会議等における軽微なものは除く）、懇親会費、その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくないもの	<input type="checkbox"/>
6	団体等に対する補助金のうち、当該団体の会計処理の責任体制（会計・監査）は確立されている。	<input type="checkbox"/>
7	出納関係の記帳は適正に行われ、通帳の写しが添付されている。 (個人に対する補助金を除く。)	<input type="checkbox"/>
8	工事の施行が含まれている場合、工事写真等が添付されている。	<input type="checkbox"/>
9	工事の施行が含まれている場合には、現地の状況確認・検査日を記入願います。 検査日：平成 年 月 日 検査者名： 検査結果：合格・不合格・一部手直し有	

※上記の項目中、チェックが1つでも出来ない場合（NO. 6から9を除く）は、確定できません。

1 基本事項

項目	年月日	指令番号	事業費	補助金	補助割合	備考
補助申請						
交付決定						
変更申請						
変更決定						
実績報告						

2 補助金の支出項目別状況

事業項目	当初		変更			実績		
	金額	主な内容	金額	増減割合	主な内容	金額	増減割合	主な内容
合計								

3 補助金の支払状況

項目	年月日	金額	必要な理由
前金払			
第 回概算払			
第 回概算払			
精算払			
合計			

4 実地確認調査関係

補助事業の効果		補助金の支払年月日	補助金の受入年月日	補助金の支払年月日	補助金の受入年月日
項目					
預金通帳					
金銭出納簿					
証拠書類（領収書等）					
事業実績確認	購入物品・備品類				
	各種契約書				
	面積・延長				
	事業内容				
	現地調査出席者				
	その他				
主な調査概要					
問題点					
結果					

上記のとおり額の確定における審査をしました。

年 月 日 審査者： \_\_\_\_\_ 印

上記内容を確認及び検査しました。

年 月 日 審査者： \_\_\_\_\_ 印



様式第5号（第8条関係）

資金計画確認表

補助金の交付を受ける団体等の名称：

項目	内容
補助金交付決定額	円
概算払・前金払を必要とする額	円
概算払・前金払をする理由	

NO	確認項目	確認
1	収支予算書の各収入項目について、収入の時期の確認を行った。	<input type="checkbox"/>
2	収支予算書の各支出項目について、支出を行う時期の確認を行った。	<input type="checkbox"/>
3	相手方の通帳等の確認を行った。	<input type="checkbox"/>
4	(町補助金の交付決定額をすべて支出する場合のみ該当) <u>全額支出することがやむを得ない理由</u> を下記に記入すること。 理由 ( )	

上記のとおり概算払・前金払における資金計画の確認をしました。

年 月 日

確認者： \_\_\_\_\_ 印